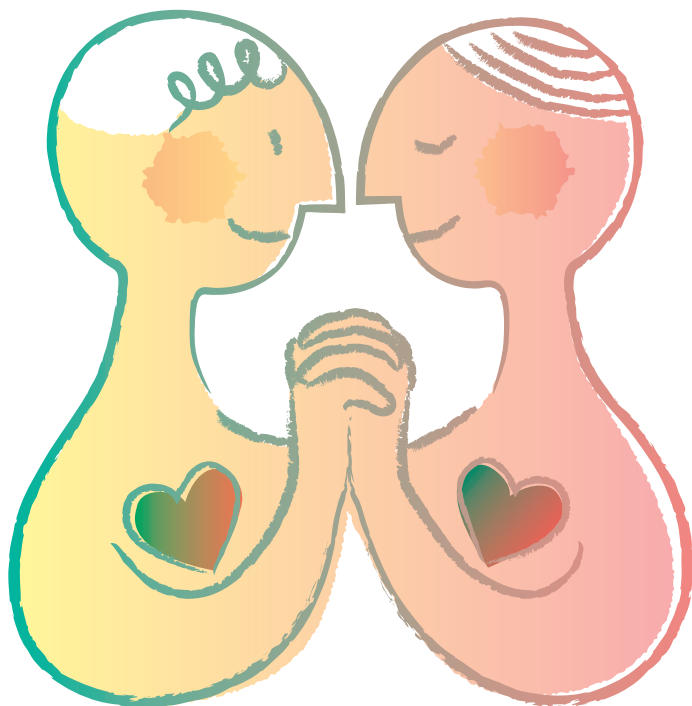


VII

ピア・サポート活動を
広く推進するために
自治体と医療者ができること





A はじめに

この章では、自治体(国や都道府県)と医療者(おもにがん診療連携拠点病院など)が、ピア・サポート活動を広く進めていくための国の施策やピア・サポート活動の仕組みについて解説します。詳細な情報は参考資料として掲載していますので、参考にしてください。

B 要旨

- がん患者・家族にとって、同じような経験をもつ者によるサポートおよび患者同士の体験共有ができる場の存在は重要。
- 都道府県等は、ピア・サポート研修を行い、ピア・サポーターを養成しているが、がん診療連携拠点病院での活動実績は不十分。

C これまでのピア・サポート活動について

各地域やがん診療連携拠点病院等でさまざまなピア・サポートや患者サロン活動(患者会の活動なども含みます)が行われ、がん患者・家族へ豊かな支援活動が提供されています。一方、2018(平成30)年度に、院内がん登録全国集計参加施設で初回がん治療を開始された患者さんを対象に実施された患者体験調査¹⁾では、ピア・サポーターについて知っているがん患者の割合は27.3%であり、そのうち利用したことがある人の割合は6.4%と、認知度・利用度が不十分であることが明らかとなりました。

2023(令和5)年3月に閣議決定された「第4期がん対策推進基本計画」では、ピア・サポーターについて、分野別施策の「がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」の「(1)相談支援及び情

報提供]の「①相談支援について」の項に(取り組むべき施策)として、「国は、拠点病院等と民間団体による相談機関やピア・サポーター等との連携体制の構築について検討する。あわせて、相談支援の一層の充実を図るため、ICTや患者団体、社会的人材リソースを活用し、必要に応じて地方公共団体等の協力が得られる体制整備の方策について検討する。」「国は、がん患者がピア・サポーター等からの支援を受けやすくなるよう、相談支援等に携わる者からピア・サポーター等につなげるための仕組みについても検討する。」こととされました。

がん総合相談に携わる者に対する研修事業において、ピア・サポートに関する現状調査や都道府県などとの意見交換などを行いました。その結果、ピア・サポートを普及させるためには、自治体が行う事項と、がん診療連携拠点病院等が行う事項があると考えました。

がん診療連携拠点病院等では、がんのサバイバーシップを支援するさまざまなリソースを整備・提供する事が求められています(「がん診療連携拠点病院等の整備について」²⁾)。その一つに、ピア・サポートがあります。

がん診療に訪れるがん診療連携拠点病院等で、ピア・サポートや患者サロンに関する情報やピア・サポートを受ける機会を得られるでしょう。また、そういった機会に触れたことをきっかけに、ピア・サポーターとして活動してみたいという気持ちになるかもしれません。同時に、ピア・サポーターが支援を受けながらスキルアップの機会を得るには、がん診療連携拠点病院等で行われる「患者サロン」等は有効な機会と考えます。(表2)。

表2 なぜがん診療連携拠点病院でピア・サポートを支援するのか

First touch	がん患者さんの多くは何らかの形でがん診療連携拠点病院等を受診し、診断や治療を受けている。
Resource	がんサバイバーを支える、さまざまな情報や支援ががん診療連携拠点病院等で提供されている。
Expose	診療でがん診療連携拠点病院等を訪れる際に、ピア・サポートの情報や何らかの支援を受ける機会を得られる。
Recruit	がん診療連携拠点病院等でピア・サポーターとして活動するきっかけを得られる。
On the job training	経験の少ないピア・サポーターにとって、がん診療連携拠点病院等で受けられるピア・サポートや、患者サロンで、活動の場と支援を受けながらスキルアップができる機会を得られる。



わが国のがん医療においてピア・サポートを広く推進するための提言

「令和4年度 がん総合相談に携わる者に対する研修事業 事業報告書」³⁾では、各都道府県、がん診療連携拠点病院等、それぞれの機関で取り組むべきことを整理し提言しました。皆さんが活動している地域には、各都道府県が独自に策定している「都道府県がん対策推進計画」があります。計画にこれらの項目があるか確認するのもよいでしょう。

1 自治体（都道府県）に求められる活動

- ピア・サポートの養成・活用計画を策定し実施するための協議体を設置する（新たな組織の設置または、都道府県がん診療連携協議会の相談支援部会や緩和ケア部会などの既存の枠組みに役割を位置付けることでもよいと考える）。
- 都道府県がん対策推進計画において、ピア・サポーターの養成・活用計画を立案する。

- 活動を進めるための予算を確保する。
- 都道府県内のがん診療連携拠点病院等と連携し、各がん診療連携拠点病院等や地域で開催されているピア・サポートや患者サロンに関する情報を収集し、ポータルサイト等を通じて発信するなど、がん患者・家族が希望する支援にたどり着けるよう取り組む。
- 患者サロンの活動について、都道府県内で情報共有の機会を設ける。

2 自治体と協議体(都道府県がん診療連携協議会等)で具体的に検討し実施すること

- ピア・サポーターの養成・活用を計画し運営する協議体をつくり、以下の具体的な計画を立てる。
 - ①ピア・サポーターの活動の場の設置
 - ②ピア・サポーター養成研修を企画・開催
 - ③がん診療連携拠点病院等での活用計画の策定
 - ④登録制度、派遣を含めた活用制度、定期的な更新制度の構築
 - ⑤継続的な研修(フォローアップ研修等)の企画・開催

3 協議体の実施すること

- 都道府県と都道府県がん診療連携拠点病院が中心的な役割を担い、他の地域がん診療連携拠点病院等は、これらの計画に検討段階から主体的に参画する。
- 一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携した患者サロン活動を各がん診療連携拠点病院等が展開できるように、がん診療連携拠点病院等を支援する計画を立案し、実施する。
- 都道府県内の患者サロンの開催状態について、情報を収集し、がん診療連携拠点病院等の間で共有する。

4 がん診療連携拠点病院等が実施すること

- 医療機関内においてピア・サポートや患者サロンを推進する部署・担当者を明確に決める。がん相談支援センターの相談員に加え、医療機関内で患者支援や心理社会的支援を担っている緩和ケアチーム等との協力体制を整える。
- 患者サロンを企画・運営する組織を医療機関内につくる。
- 患者サロン活動やピア・サポート活動の計画を立てる。
- 一定の研修を受けたピア・サポーターや、十分な経験を持つ患者団体等と連携し、患者サロンの企画・運営を行う。
- 実務担当者は、ピア・サポーターのスキルアップ、燃え尽き防止などを目的とした、活動ごとの振り返り、スーパービジョンの実施などの支援を行う。
- 医療機関内で急ぎの対応のためのルート（精神科や緩和ケアチーム等との連携）を構築する。
- 院内スタッフを地域で開催されるピア・サポーター養成研修やフォローアップ研修に派遣し、開催を支援する。
- 医療機関内の患者サロンで活動するピア・サポーターに対して、ピア・サポーター養成研修やフォローアップ研修への参加を促し、質の担保を図る。

皆さんの地域で、自治体・がん診療連携拠点病院等・ピア・サポーターで協働して、三位一体の安定した構造が構築できたら素敵だと思います (図5)。

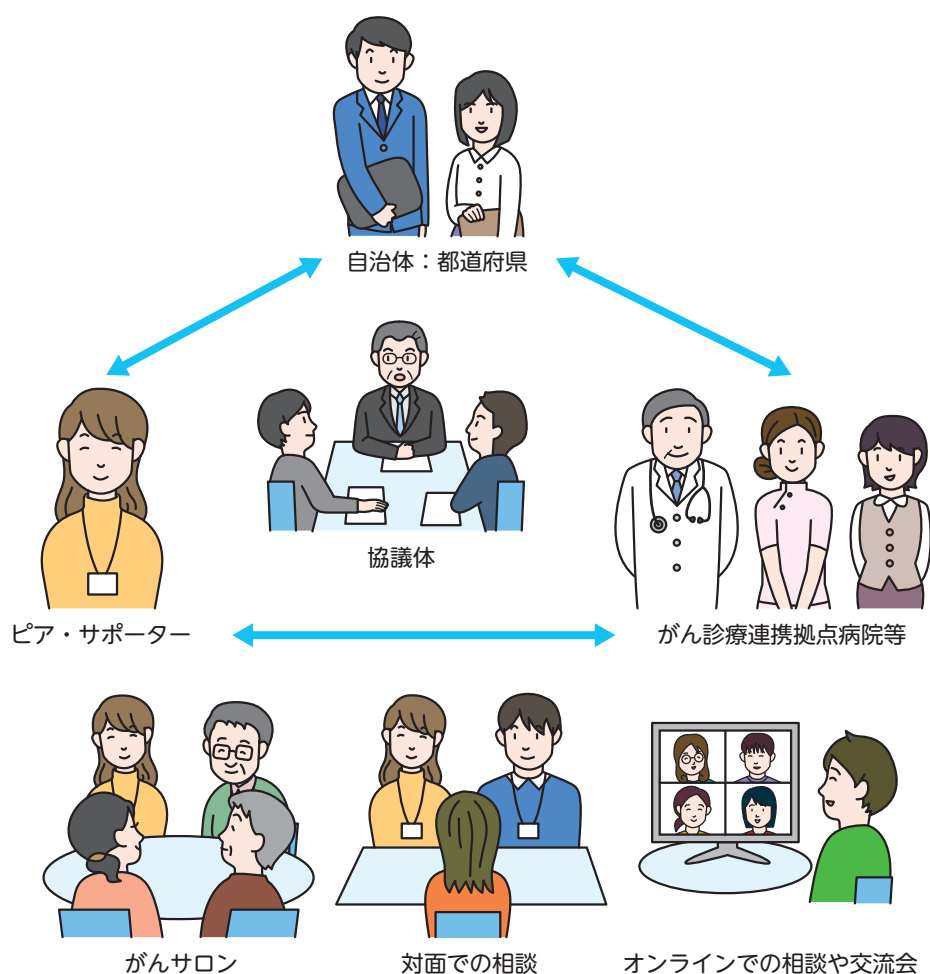


図5 三位一体の安定した構造



自治体・がん診療連携拠点病院等、地域の情報を活用する

自治体や医療機関ごとに、さまざまな形で地域に密着したがん対策やがん患者・家族へのサポートが行われています。

地域のがん情報は、国立がん研究センターがん情報サービス (<https://ganjoho.jp>) で得られます。具体的には、「制度やサービス」のページの中の「地域のがん情報」では、各都道府県が提供している情報を中心に、ホームページや冊子で公開されている各地域のがんに関する情報についてまとめてあります。関連情報サイトへのリンク

も掲載してあります。



適切ながん情報を得る

適切ながん情報は、国立がん研究センターがん情報サービス (<https://ganjoho.jp>) で得られます。また、学会の中には一般の方向けのウェブページを掲載しているところもあります(表3)。これ以外にも役に立つ情報を掲載したウェブページはあります。一方でウェブ上には不正確な情報や正確ではあるものの、自分の状況には合わない情報なども混在していますので、なるべく信頼できる情報発信元(国や自治体、がん診療連携拠点病院等など)を選ぶ、自分の状況を把握したうえで情報を検索するなどの工夫を心がけてください。

表3 信頼できるがん情報サイトの一例

がん情報サービス	https://ganjoho.jp
日本癌治療学会 患者・市民の皆さま	https://www.jsco.or.jp/public/
日本対がん協会	https://www.jcancer.jp
日本緩和医療学会 緩和ケア.net	https://www.kanwacare.net
日本サイコオンコロジー学会 がん患者さんご家族のこころのサポートチーム	https://support.jpos-society.org



参考資料

ピア・サポート活動を国がどのように捉えて、支援してきているかについてお話しいたします。法律や行政のお話なので興味のある方は目を通していただければ幸いです。

1 がん対策基本法

2006(平成18)年6月23日に「がん対策基本法」⁴⁾が成立しました。この法律では、がんが国民の生命と健康にとって重大な問題となっている現状を確認しました。対策のために、国、地方公共団体、医療保

険者、国民、医師等及び事業主の責務を明確にしました。「がん対策推進基本計画」を策定し、少なくとも5年(3期より6年)ごとに見直すこととしました。厚生労働省に「がん対策推進協議会」を置くことが定められました。画期的な点はがん患者およびその家族又は遺族を代表する者が委員として参加していることです。

2016(平成28)年12月9日には「がん対策基本法の一部を改正する法律」⁵⁾が成立しました(図6)⁶⁾。法律の目的を示す第一条に「がん

1. 目的規定の改正(第1条) 目的規定に「がん対策において、がん患者(がん患者であった者を含む。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」を追加				
2. 基本理念の追加(第2条)				
①がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること	②それぞれのがんの特性に配慮したものとすること	③保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること	④国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること	⑤がん患者の個人情報保護について適正な配慮がなされること
3. 医療保険者の責務・国民の責務の改正(第5条、第6条)				
①医療保険者は、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等の施策に協力するよう努力	②国民は、がんの原因となるおそれのある感染症に関する正しい知識を持ち、がん患者に関する理解を深めるよう努力			
4. 事業主の責務の新設(第8条) がん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力				
5. がん対策基本計画等の見直し期間の改正(第10条、第12条) がん対策推進基本計画・都道府県がん対策推進計画の見直し期間を「少なくとも6年ごと」(現行は5年)に改正				
6. 基本的施策の拡充				
(1) がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等(第13条)	(2) がんの早期発見の推進(第14条) ①がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記 ②がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力	(3) 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成(第15条)	(4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正(第17条) ①がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること ②がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること ③がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記	(5) がん登録等の取組の推進(第18条)
(6) 研究の推進等に係る規定の改正(第19条) ①がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加 ②罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加 ③がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記	(7) がん患者の雇用の継続等(第20条)	(8) がん患者における学習と治療との両立(第21条)	(9) 民間団体の活動に対する支援(第22条)	(10) がんに関する教育の推進(第23条)

図6 がん対策基本法の一部を改正する法律の概要⁶⁾

対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下、同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」が追加されました。これを受けて、第二十二條には、「国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」と明記されました。

2017（平成29）年度からを実行期間とする「第3期がん対策推進基本計画」⁷⁾では、ピア・サポーターの活動実績が不十分なことが指摘され、ピア・サポートについては、国が作成した研修プログラムの活用状況に係る実態調査を行い、ピア・サポートが普及しない原因を分析した上で、研修内容の見直しや、ピア・サポートの普及を図るとされました。

2 第4期がん対策推進基本計画

2023（令和5）年3月に「第4期がん対策推進基本計画」⁸⁾が閣議決定されました。第4期がん対策推進基本計画では、がん対策を全ての国民とともに進めていくことが重要であるという考えの下、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」が全体目標とされました。さらに「がんとの共生」分野の分野別目標として「がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築～がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す～」が掲げられました（図7）⁹⁾。ピア・サポーターについては、「相談支援及び情報提供」の「相談支援について」の項目に以下のように記載されています。

（現状・課題）

がん患者にとって、同じような経験を持つ者による相談支援や情報提供及び患者同士の体験共有ができる場の存在は重要であることから、国は、都道府県におけるピア・サポーターの養成を推進してきた。また、

第4期がん対策推進基本計画(令和5年3月28日閣議決定)概要

第1. 全体目標と分野別目標／第2. 分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

<p>「がん予防」分野の分野別目標 がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す</p>	<p>「がん医療」分野の分野別目標 適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</p>	<p>「がんとの共生」分野の分野別目標 がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</p>
<p>1. がん予防 (1) がんの1次予防 ①生活習慣について ②感染症対策について (2) がんの2次予防(がん検診) ①受診率向上対策について ②がん検診の精度管理等について ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について</p>	<p>2. がん医療 (1) がん医療提供体制等 ①医療提供体制の均てん化・集約化について ②がんゲノム医療について ③手術療法・放射線療法・薬物療法について ④チーム医療の推進について ⑤がんのリハビリテーションについて ⑥支持療法の推進について ⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進について ⑧妊孕性温存療法について (2) 希少がん及び難治性がん対策 (3) 小児がん及びAYA世代のがん対策 (4) 高齢者のがん対策 (5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装</p>	<p>3. がんとの共生 (1) 相談支援及び情報提供 ①相談支援について ②情報提供について (2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援 (3) がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援) ①就労支援について ②アピアランスケアについて ③がん診断後の自殺対策について ④その他の社会的な問題について (4) ライフステージに応じた療養環境への支援 ①小児・AYA世代について ②高齢者について</p>
<p>4. これらを支える基盤 (1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進 (2) 人材育成の強化 (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発 (4) がん登録の利活用の推進 (5) 患者・市民参画の推進 (6) デジタル化の推進</p>		

第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

<p>1. 関係者等の連携協力の更なる強化 2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策 3. 都道府県による計画の策定 4. 国民の努力</p>	<p>5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 6. 目標の達成状況の把握 7. 基本計画の見直し</p>
--	---

図7 第4期がん対策推進基本計画概要⁹⁾

ピア・サポート活動の質の担保も重要であることから、「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」において、患者団体及び関係学会と連携し、研修プログラム・テキストの改訂、都道府県に対する研修の企画やフォローアップに関する支援を行っているほか、がん患者・経験者、拠点病院等及び都道府県向けの研修等を行っている。令和4(2022)年整備指針(*)改定では、拠点病院等が患者サロン等の場を設ける際に、一定の研修を受けたピア・サポーターの活用を努めることとされた。

一方で、患者体験調査によると、ピア・サポーターについて知っているがん患者の割合は、平成30(2018)年度時点で27.3%と低い。

(取り組むべき施策)

- 国は、拠点病院等と民間団体による相談機関やピア・サポーター等との連携体制の構築について検討する。あわせて、相談支援の一層の充実を図るため、ICTや患者団体、社会的人材リソースを活用し、必要に応じて地方公共団体等の協力が得られる体制整備の方策について検討する。
- 国は、がん患者がピア・サポーター等からの支援を受けやすくなるよう、相談支援等に携わる者からピア・サポーター等につなげるための仕組みについても検討する。

(*)…2022(令和4)年の「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」

また、「相談支援及び情報提供」の個別目標は、「がん相談支援センターやがん情報サービスの認知度及び質を向上させ、精神心理的・社会的な悩みを持つ患者やその家族等が適切な相談支援を受けることができ、また、患者やその家族等、医療従事者等を含む全ての国民が、必要な時に、自分に合った正しい情報にたどりつくことができることを目指す。」とされました。

さらに、第4期がん対策推進基本計画では、「全体目標、分野別目標及び個別目標と各施策の関連性を明確にし、PDCAサイクルの実効性を確保するため、ロジックモデルを活用する」こととされ、ロジックモデル¹⁰⁾が公表されています(表4)。その中で、がん診療連携拠点病院等における体験を語り合う場の開催数やがん患者におけるピア・サポーターの認知度、ピア・サポートが役に立ったと感じた利用者の割合などが、第4期がん対策推進基本計画の達成度を評価するための指標¹¹⁾の一部として設定されました。

3 がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針

2022(令和4)年8月1日に「がん診療連携拠点病院等の整備について」²⁾が厚生労働省から発出されました。「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の中からピア・サポートに係る部分を抜粋してお示しいたします。

表4 第4期がん対策推進基本計画ロジックモデル(抜粋)¹⁰⁾

個別施策	アウトプット指標	データソース
拠点病院等と民間団体による相談機関やピア・サポーター等との連携体制の構築について検討する。併せて、相談支援の一層の充実を図るため、ICTや患者団体、社会的人材リソースを活用し、必要に応じて地方公共団体等の協力が得られる体制整備の方策について検討	拠点病院等1施設あたりの連携している患者団体の数	現況報告書
相談支援等に携わる者からピア・サポーター等につなげるための仕組みについても検討	拠点病院等1施設あたりの体験を語り合う場の開催数	現況報告書

↓

中間アウトカム	中間アウトカム指標	データソース
ピア・サポーターの認知度	ピア・サポーターについて知っているがん患者の割合	患者体験調査

↓

分野別アウトカム	分野別アウトカム指標	データソース
がん患者が、相談を利用し、役だったと思えること	ピア・サポートを利用したことがある人が役に立ったがん患者の割合	患者体験調査

↓

最終アウトカム	最終アウトカム指標	データソース
全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上	現在自分らしい日常生活が送れていると感じるがん患者の割合	患者体験調査

I がん診療連携拠点病院等の指定について

3 都道府県の全ての拠点病院等は、協働して都道府県協議会を設置し、都道府県拠点病院は中心的な役割を担うとともに、他の拠点病院等は都道府県協議会の運営に主体的に参画すること。また、拠点病院等の他、地域におけるがん医療を担う者、行政、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求めること。

(2) 都道府県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、都道府県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。

⑦ 当該都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。

Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

2 診療体制

(1) 診療機能

④ 地域連携の推進体制

ク 都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポートの質の向上に対する支援等に取り組むこと。

5 相談支援及び情報の収集提供

(1) がん相談支援センター

③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。

参照リスト

- 1) <https://www.ncc.go.jp/jp/icc/health-serv/project/040/index.html> [患者体験調査報告書, 平成30年度調査]
- 2) <https://www.mhlw.go.jp/content/000972176.pdf> [がん診療連携拠点病院等の整備について (令和4年8月1日)]
- 3) https://www.peer-spt.org/document/jigyhou_houkoku/ [厚生労働省委託事業, 令和4年度, がん総合相談に携わる者に対する研修事業, 事業報告書]
- 4) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=79aa8258&dataType=0&pageNo=1 [がん対策基本法 (平成18年6月23日)]
- 5) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000146908.pdf> [改正後のがん対策基本法 (平成28年12月9日)]
- 6) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000146884.pdf> [改正がん対策基本法の概要]
- 7) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000196975.pdf> [第3期がん対策推進基本計画 (平成30年3月)]
- 8) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001138884.pdf> [第4期がん対策推進基本計画 (令和5年3月)]
- 9) <https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001091843.pdf> [第4期がん対策推進基本計画 概要 (令和5年3月)]
- 10) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001193814.pdf> [令和5年8月9日 厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知別紙1 第4期がん対策推進基本計画口ジックモデル 確定版 (一部訂正)]
- 11) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001193815.pdf> [令和5年8月9日 厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知別紙2 第4期がん対策推進基本計画評価指標一覧 確定版] (一部訂正)]

